

ひとり親家庭

母子家庭、父子家庭となった方々のために、生活の安定と児童の健全育成を図るための各種サービス、手当、相談窓口などを紹介しています。

手当・助成等

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進をととして、児童の福祉の増進を図るため支給する手当です。

【支給対象者】下記の条件に該当し、18歳到達後最初の3月31日までの児童を監護(重い障がいがある場合は20歳未満)し、生計を同じくしている父、母、又は養育する方。(ただし、里子や児童福祉施設などに入所している児童は対象外)

- | | |
|---------------------------|---------------------------------|
| (1)父母が離婚した。 | (5)父又は母の生死が明らかでない。 |
| (2)母が婚姻によらずに子を出産した。 | (6)父母の一方、又は両方が死亡した。 |
| (3)父又は母に1年以上遺棄されている。 | (7)父又は母に重い障がいがある。 |
| (4)父又は母が法令により1年以上拘禁されている。 | (8)父又は母が裁判所からのDV防止法による保護命令を受けた。 |

【支給制限】次のような場合は支給されません。

- (1)手当請求者の所得が一定以上
- (2)同居している扶養義務者等の所得が一定以上(同居している場合)
- (3)戸籍上ひとり親であっても、社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在する場合

【手 当 額】児童1人目の場合、月額45,500円～10,740円(受給者の所得に応じて変動)
受給者や同居する扶養義務者等の所得などにより支給されない場合があります。

【手当の支給】奇数月に2か月分を指定の口座に振り込みます。

【申し込み】子ども政策課(市役所2階)……下記までお問い合わせください。

問合せ先 子ども政策課 自立支援グループ TEL 632-2386

ひとり親家庭支援手当

ひとり親となった後、早期の就労収入により安定した生活を送ることができるよう、生活面及び就労面において支援するために支給する手当です。

【支給対象者】義務教育終了前のひとり親家庭の児童(重い障がいがある場合は20歳未満)を
監護又は養育している方

【支給期間】ひとり親となった後5年間、又は、児童が義務教育を終了するまで(重い障がいがある場合は20歳未満)

【手 当 月 額】1世帯につき 生活支援3,000円、就労支援加算2,000円
受給者に市民税の所得割が課税されていたり、生活保護を受給している場合など
支給されない場合があります。

【手当の支給】4月、8月、12月に4か月分を指定の口座に振り込みます。

【申し込み】子ども政策課(市役所2階)……下記までお問い合わせください。

問合せ先 子ども政策課 自立支援グループ TEL 632-2386



ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の親と子の健康と福祉の増進を図るため、保険診療を受けた医療費の自己負担金について、助成します。子が18歳になった最初の3月31日までが対象です。なお、高校3年生相当までの子どもにつきましては、こども医療費助成制度をお使いください。

【支給制限】支給対象者、扶養義務者等の所得が基準額以上のときなど該当しない場合があります。

【申し込み】子ども政策課(市役所2階)

問合せ先 子ども政策課 自立支援グループ TEL 632-2399

ひとり親家庭自立支援給付金事業

ひとり親家庭の父母の就職に向けた資格、技能の取得を支援します。

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭が対象で、事前に相談と手続きが必要です。

(1) 自立支援教育訓練給付事業

介護職員初任者研修や医療事務など指定された教育訓練の受講のために本人が支払った経費の一部を支給。ただし、雇用保険制度から教育訓練給付金を受けることができる方は、教育訓練給付金の額を差し引いた額。

【支給額】・一般または特定一般教育訓練給付金:入学料及び受講料の6割相当額(上限25万円)

・専門実践教育訓練給付金:入学料及び受講料の6割相当額(40万円×修業年数、上限160万円)

修了後、1年以内に資格取得し就職等した場合、受講費用の25%(上限20万円)を追加で支給。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの国家資格及びそれに準ずる市長が認める資格取得を支援するため、6か月以上修業し、資格の取得が見込まれる方に給付金を支給します。

【支給要件】児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること

① 高等職業訓練促進給付金……【支給期間】修業期間の全期間(上限48月)

【支給額】市民税非課税世帯(同世帯全員が非課税) 月額100,000円

市民税課税世帯(同世帯の内1人でも課税) 月額 70,500円

ただし、修業期間最後の1年間については、

市民税非課税世帯 月額140,000円

市民税課税世帯 月額110,500円

② 高等職業訓練修了支援給付金…【支給額】50,000円(市民税非課税世帯)

25,000円(市民税課税世帯)

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子のよりよい条件での就職や転職を支援するため、対策講座の受講費用の一部を支給します。

【支給額】①受講開始時給付金:受講費用の4割(通信制:上限10万円、通学制または通学及び通信制併用:上限20万円)

②受講修了時給付金:受講費用の1割(①と合わせて通信制:上限12万5千円、通学制または通学及び通信制併用:上限25万円)

③合格時給付金:受講費用の1割(①②と合わせて通信制:上限15万円、通学制または通学及び通信制併用:上限30万円)

(注)③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。

問合せ先 子ども政策課 自立支援グループ TEL 632-2389



母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方に対し、子の就学の際に必要な授業料、通学費等の修学資金や子の入学準備のための就学支度資金など、必要な資金の貸付を行います。

(注)それぞれ資金ごとに、貸付限度額、償還期間、利子が異なります。各種条件があり、必要書類がありますので事前にお問い合わせください。

問合せ先 子ども政策課 自立支援グループ TEL 632-2389

公営住宅優先入居

母子家庭・父子家庭の方は、公営住宅に入居する際の抽選において優先措置があります。

【要件】20歳未満の子を扶養している母子・父子世帯であること。

【申し込み】市営住宅……宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル6階 宇都宮市営住宅管理センター

県営住宅……宇都宮市仲町1番1号 栃木県地域づくり機構ビル 新社屋2階 栃木県住宅供給公社中央支所

問合せ先 市営住宅 宇都宮市営住宅管理センター(株式会社東急コミュニティー) TEL 678-8861

県営住宅 栃木県住宅供給公社 中央支所 TEL 626-3198

相談・支援

母子・父子自立支援員による相談

ひとり親家庭を対象とした支援制度や就労に関する情報提供、相談などの支援を行うとともに、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行います。

問合せ先 子ども政策課 自立支援グループ TEL 632-2389

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子・父子・寡婦世帯に技能習得のための通学、就職活動など自立に必要な事由や、疾病、看病、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加など社会的な事由により一時的に家事、保育等のサービスが必要な世帯に、家庭生活支援員を派遣し、身の回りのお世話にあたります。所得に応じて一部有料となります。(1時間あたり0円～300円)

問合せ先 子ども政策課 自立支援グループ TEL 632-2386

社会福祉法人宇都宮市母子寡婦福祉連合会 TEL 638-9879

企業との連携による就労支援事業

早く仕事をみつきたい、今の仕事から転職したいなど、就職を希望している母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん、寡婦の方を対象に、キャリアカウンセリング、スキルアップ研修、職業紹介などの就労支援を行います。(無料)

問合せ先 子ども政策課 自立支援グループ TEL 632-2386

母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭等(母子家庭、父子家庭、寡婦)のみなさんの自立を支援するさまざまな事業を総合的に実施しています。自立促進に向けて、就業相談、就業支援講習会の開催などの就業支援や、法律相談や養育費などの各種専門相談を行っています。

【所在地】宇都宮市野沢町4-1 パルティとちぎ男女共同参画センター1階

問合せ先 公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会 TEL 665-7801

(休業日:毎週月曜日、祝日、年末年始)

マザーズコーナー出張相談

子育て中の親を対象とした就職に関する悩み相談や求人情報など。

【相談時間】毎月原則第2木曜日 午後2時～午後4時(1人30分)

※予約優先(予約は前日正午まで)

問合せ先 子ども政策課 自立支援グループ TEL 632-2386

